

船舶事故調査報告書

令和3年3月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和2年8月21日 22時30分ごろ
発生場所	長崎県五島市戸岐湾 糸串鼻灯台から真方位167°2.5海里付近 (概位 北緯32°45.4 東経128°49.2)
事故の概要	プレジャーボート春漁丸は、航行中、岩場に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和2年8月25日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 春漁丸、4.6トン NS3-604916（漁船登録番号） 個人所有 第290-47335号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 霧、風向 南西、風力 1、視界 不良 海象：波高 約0.5m、潮汐 高潮期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、釣りを終えた後、帰航を開始して戸岐湾に至り、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、約7～8ノットの対地速力で手動操舵により航行していた。</p> <p>船長は、霧により視界が悪くなったので、戸岐湾北方の街明かりが見えるようにふだんよりも陸岸に接近し、目視のみで航行を続けていたところ、本船が同湾北岸の岩場に乗り揚げた。</p> <p>船長は、本事故発生海域の航行経験が多数あり、ふだん夜間に航行する際、目視で街明かりを確認しながら航行しており、本事故当ても目視のみで安全に航行できると思っていた。</p> <p>船長は、レーダー及びGPSプロッターで船位を確認しながら航行していれば良かったと本事故後に思った。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.6m、船尾約2.0mであった。</p>
分析	本船は、霧により視界が制限された戸岐湾において、船長が、目視のみで見張りを行いながらふだんよりも陸岸に接近して航行を続けたことから、同湾北岸の岩場に接近していることに気付かず、同岩場に乗り揚げたものと推定される。
原因	本事故は、夜間、本船が、霧により視界が制限された戸岐湾において、船長が、目視のみで見張りを行いながらふだんよりも陸岸に接近して航行を続けたため、同湾北岸の岩場に接近していることに気付か

	ず、同岩場に乗り揚げたものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 視界が制限された水域を航行する場合、GPSプロッター等の航海計器を活用して船位の確認を適切に行うこと。